

事務事業評価表 平成22年度

政策 安心を感じる保健・医療・福祉の充実
 施策 障がい者福祉の充実
 基本事業 自立的な社会参加の促進

事業名 **心身障害者自立促進交通費助成事業**

[0184]

部名	健康福祉部	事業開始年度	- 年度	実施計画事業認定	非対象
課名	福祉課	事業終了年度	- 年度	会計区分	一般会計

事務事業の目的と成果	
<p>対象</p> <p>(誰、何に対して事業を行うのか) 身体障がい者、知的障がい者並びに精神障がい回復者のうち通所サービス決定者</p>	<p>手段</p> <p>(事務事業の内容、やり方、手段) 自立促進を目的として訓練などを行っている施設に公共交通機関を利用して通所した際の交通費について、その1/2を助成する。申請が必要で、通所する施設等から通所の月別日数証明書を受け、申請する。年に2回支給。</p>
<p>意図</p> <p>(この事業によって対象をどのような状態にしたいのか) 通所交通費を助成することで、障がい者の訓練等を促し社会参加、自立促進を推進する。</p>	

事業量・コスト指標の推移						
区分		単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度当初
対象指標1	身体障がい者、知的障がい者並びに精神障がい回復者のうち通所サービス決定者数	人	71	65	149	136
対象指標2						
活動指標1	支給総額	千円	1,721	2,224	2,538	2,848
活動指標2						
成果指標1	実支給者数	人	44	54	56	58
成果指標2						
単位コスト指標						
事業費計 (A)		千円	895	1,054	2,537	2,848
正職員人件費 (B)		千円	419	418	1,245	1,249
総事業費 (A) + (B)		千円	1,314	1,472	3,782	4,097

費用内訳	
21年度	扶助費 2,537千円

事業を取り巻く環境変化

事業開始背景		事業を取り巻く環境変化 平成2年交通費の割引制度のなかった精神障害者・知的障害者の通所に際し、市内小規模作業所からの強い希望もあり通所に係る交通費の助成制度を開始。平成3年10月からは、療育手帳を所持する知的障害者に対しても身障同様の手帳による割引制度が始まった。また、知的障害者の小規模作業所だった通所施設が法定施設化され、支援費対象の施設となった。よって、指定事業所は利用料算定の関係から対象外としたが、平成18年4月自立支援法の施行(1割負担導入)により送迎のある施設とない施設との均衡を図る必要がでてきている。
--------	--	--

21年度の実績による事業課の評価(7月時点)

(1)税金を使って達成する目的(対象と意図)ですか?市の役割や守備範囲にあった目的ですか?

- 義務的事務事業
- 妥当である
- 妥当性が低い

理由・
根拠は?

交通費の一部を助成することにより、自立促進のための施設通所を支え、心身障害者の福祉の増進を図ることを目的としている。

(2)上位の基本事業への貢献度は大きいですか?

- 貢献度大きい
- 貢献度ふつう
- 貢献度小さい
- 基礎的事務事業

理由・
根拠は?

実費負担の公共交通費の2分の1を助成するというはっきりした内容なので、心身障がい者の福祉の増進に貢献している。

(3)計画どおりに成果はあがっていますか?計画どおりに成果がでている理由、でていない理由は何ですか?

- あがっている
- どちらかといえばあがっている
- あがらない

理由・
根拠は?

精神障害者の通所利用者が増加していることや、地域活動支援センターなどの障害福祉サービス以外の施設の利用者も増え、当該施設通所者には経済的負担が軽減されており、成果はでているものとする。

(4)成果が向上する余地(可能性)は、ありますか?その理由は何ですか?

- 成果向上余地 大
- 成果向上余地 中
- 成果向上余地 小・なし

理由・
根拠は?

事業所の増加により障害福祉サービスの申請が増加していることや、地域活動支援センターなどのサービス外の施設の利用も増加しているため、申請者数の増加が見込まれ、成果は向上するものとする。

(5)現状の成果を落とさずにコスト(予算+所要時間)を削減する新たな方法はありませんか?(受益者負担含む)

- ある
- ない

理由・
根拠は?

新たに事業者が増えていることで通所者が増加することが予想されることや、現在の要綱では交通費の2分の1を助成するという内容であるため、コストの削減は困難。